

## 確定申告相談会場と日程が変更になります

☎ 税務課 ☎73-6642

- 申告日程…2月16日(木)～3月15日(水)
- 受付時間…【午前】9時～11時 【午後】1時～4時
- 申告会場  
下記日程で「●」印がついた会場のみで申告相談を行います。空欄となっている日・会場では相談を行いません。  
※布津会場、北有馬会場、口之津会場が変更になっています。ご注意ください。
- 自治会の区割り  
来月号で自治会ごとに区割りした申告相談日程をお知らせします。

- 休日の申告相談  
2月26日(日)および3月12日(日)に試行的に休日の申告相談(「●」印がついた会場のみ)を行います。  
休日の申告相談に来られる人は下記のことをご承知の上、ご来場ください。  
・島原税務署が閉庁しているため、申告内容に疑義などが生じた場合、直接問い合わせできません。申告内容によっては受付できない場合があります。  
・混雑が予想されるため、平日に申告相談が可能な人は、ご遠慮ください。

2月	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
会場	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
深江庁舎	●	●			●	●	●						
布津庁舎								●	●		●	●	●
有家庁舎								●	●		●	●	●
西有家庁舎	●	●			●	●	●						
北有馬ピロティ文化センター日野江								●	●		●	●	●
南有馬庁舎	●	●			●	●	●						
口之津保健センター								●	●		●	●	●
加津佐総合福祉センター希望の里	●	●			●	●	●						

3月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
会場	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)
深江庁舎								●	●	●		●	●	●	●
布津庁舎	●	●	●			●	●								
有家庁舎	●	●	●			●	●	●							
西有家庁舎									●	●		●	●	●	●
北有馬ピロティ文化センター日野江	●	●	●			●	●								
南有馬庁舎								●	●	●		●	●	●	●
口之津保健センター	●	●	●			●	●								
加津佐総合福祉センター希望の里								●	●	●		●	●	●	●

※農業などの事業所得を申告する人は、あらかじめ年間の収入と経費を計算して、また、医療費控除を受けようとする人は、あらかじめ自分で領収書などを集計してからお越しください。  
※申告書にマイナンバーの記載と申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。  
※申告期間中は、担当職員は全員申告会場へ出向きますので、本庁税務課、各支所および市民サービス課での申告相談は行いません。

## 都市計画変更(案)の縦覧

☎ 都市計画課 ☎73-6677

都市計画の変更について、都市計画(案)の縦覧を行います。

- 変更する都市計画  
西有家都市計画道路(西有家線、新町線、須川線)
- 縦覧期間  
1月20日(金)～2月3日(金) ※土日祝日を除く
- 縦覧場所  
長崎県庁都市計画課・島原振興局道路都市計画課・南島原市役所都市計画課
- 縦覧期間内  
1月20日(金)～2月3日(金) ※土日祝日を除く
- 縦覧期間内  
1月20日(金)～2月3日(金) ※土日祝日を除く

なお、都市計画の案についてご意見がある人は、縦覧期間内に意見書を提出することができます。

## 「第10次南島原市交通安全計画(案)」に関する市民意見募集(パブリック・コメント)について

☎ 総務課 ☎73-6621 FAX82-3086

〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2 Eメール:bousaikoutsuu@city.minamishimabara.lg.jp

交通安全対策基本法の規定に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため取りまとめた「第10次南島原市交通安全計画(案)」について、皆さんから広く意見を募集します。

- 閲覧・募集期間  
1月4日(水)～2月3日(金)
- 閲覧場所…総務課および各支所  
(市ホームページにも掲載します)
- 意見などを提出できる人  
・市内に在住・在勤・在学の人  
・市内で事業を営むなど本件に利害関係のある人
- 意見の提出方法  
意見内容、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記載のうえ、持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページの意見提出フォームのいずれかで提出してください。  
※提出様式は、閲覧場所に用意。必要事項が記載してあれば任意の様式でも可。
- 意見に対する考え方の公表  
お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。

## 教えて!国民年金 ～「公的年金等の源泉徴収票」の送付～

平成28年中に、厚生年金保険・国民年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受けとった人に、平成28年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする「公的年金等の源泉徴収票」を日本年金機構から送ります。

### ◆源泉徴収票送付スケジュール

1月下旬に発送します。お手元に届くまで、10日程度かかる場合があります。なお、源泉徴収票は、年金以外に給与収入がある場合など、確定申告をするときに必要となります。もし、紛失した場合には、再交付ができますので、諫早年金事務所や「ねんきんダイヤル(☎0570(05)1165)」にお電話ください。

\*詳しくは、年金事務所または市役所保険年金課(各支所)へお尋ねください。

☎ 日本年金機構諫早年金事務所 ☎0957-25-1662  
南島原市 保険年金課 ☎73-6641 または 各支所